

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		附 則 この規程は、平成26年10月31日から施行し、平成26年10月1日から適用する。	
別表第1 (略)		別表第1 (同 左)	
別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第9号及び第10号を除く。)、第3条(第1号を除く。)、第4条、第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。)、第17条及び第18条に定める事項	総務・企画・情報環境担当の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第9号及び第10号を除く。)、第4条及び第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。)に定める事項	総務・労務・人事担当の理事
分掌規程第20条(第2号を除く。)及び第21条に定める事項	教育担当の理事	分掌規程第3条(第1号及び第2号を除く。)、第17条、第18条、第20条(第3号及び第4号に限る。)及び第21条に定める事項	教育・情報・評価担当の理事
分掌規程第19条及び第20条第2号に定める事項	学生・図書館担当の理事 又は厚生補導担当の副学長	(同 左)	(同 左)
分掌規程第22条に定める事項	研究担当の理事	分掌規程第3条第2号及び第22条に定める事項	研究・企画・病院担当の理事
分掌規程第9条から第16条(第4号を除く。)までに定める事項	財務・施設・環境安全保健担当の理事	(同 左)	(同 左)
分掌規程第7条、第8条及び第23条に定める事項	渉外・産官学連携担当の理事	分掌規程第23条に定める事項	産官学連携担当の理事
分掌規程第24条(第7号、第8号及び第10号から第12号までを除く。)に定める事項	病院・国際担当の理事	分掌規程第7条第1号及び第4号並びに第8条に定める事項並びに男女共同参画に関する事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事
		分掌規程第7条第2号及び第3号に定める事項	大学基金・同窓会担当の副学長

改 正 前		改 正 後	
分掌規程第2条(第7号、第9号及び第10号に限る。)、第5条(第2号及び第5号から第7号までに限る。)、第6条及び第16条第4号に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	(同 左)	
分掌規程第3条第1号に定める事項	総務・企画・情報環境担当の理事又は大学改革担当の副学長	(同 左)	研究・企画・病院担当の理事又は大学改革担当の副学長
分掌規程第5条第3号に定める事項	総務・企画・情報環境担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長	(同 左)	総務・労務・人事担当の理事又は法務・コンプライアンス担当の副学長
		分掌規程第20条第1号、第5号及び第6号に定める事項	教育・情報・評価担当の理事又は教育改革担当の副学長
		分掌規程第24条第1号から第6号まで及び第9号に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事
分掌規程第24条(第7号、第8号及び第10号から第12号までに限る。)及び第25条に定める事項	学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事	分掌規程第24条(第7号、第8号及び第10号から第12号までに限る。)に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事、学生・図書館担当の理事又は研究・企画・病院担当の理事
男女共同参画に関する事項	男女共同参画担当の副学長	分掌規程第25条に定める事項	男女共同参画・国際・広報担当の理事又は学生・図書館担当の理事
別表第3 (略)		別表第3 (同 左)	